

2010年11月22日

国立大学法人大阪大学総長  
鷺田清一様

大阪大学箕面地区教職員組合執行委員長  
竹村景子

次の2つの問題について大阪大学教職員組合とともに  
団体交渉を申し入れる。

(1) 給与規定の改正案について

我々は今回提示された就業規則の不利益変更には同意することができない。

統合後、旧外大教職員は、旧課程昼間主・夜間主の学生の学習環境を悪化させないこと、新課程のすべての学部学生に対し、共通教育科目を提供することを任務と考え、努力してきた。教員は、裁量労働制の適用を受けているが、旧課程と新課程の二倍となった会議や校務に終われ、週20時間の研究時間を維持できなくなっている。このように統合によって明らかに増加した労働に耐えてきた我々には、今、賃金を減らされる理由がない。

特に、55歳以上の教員は、年齢的に心身ともに疲れやすく、校務の責任が重くなり、仕事が増えている。今回の改正案は、55歳以上の教員がやりがいを持って働き続けることを阻害するものである。

大学の経営に問題があるならば、まず、隗より始めよ。自らが、労働者が納得できるレベルまで賃金切り下げをしてみせるべきである。

(2) 特例職員採用試験について

そもそも事務補佐員は、職員の定数削減によって不足する労働力を非常勤職員という身分で担ってきた。この特例職員採用試験によって、事務補佐員が常勤職員になれることはいいことである。しかし、フルタイムで働けない事務補佐員が、採用試験を受けず、非常勤職員として働くことを望んだ場合、雇用の期限が来ると、自動的に退職を強要されることになる。どのように働くかということは、労働者自身が決めて、使用者と対等な立場で契約するものである。我々は、事務補佐員に対し、まず、雇い止めを行う制度を撤廃することを求める。

また、箕面地区の外国学図書館のように、いわゆるマイナー言語にも精通した事務補佐員が、試験後、特殊技能を生かして図書館で仕事を続けていけるよう、労働者の意志を尊重した人事配置を行うことを求める。

最後に、この2つの項目について、団体交渉を申し入れるが、もし、使用者側が紙に書いた回答を読みあげたり、責任を持って発言できない人が出席したとしたら、誠実な対応をしたとは見なさない。